（後写鏡）

第 251 条　原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 64 条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪の原動機付自転車及び最高速度 20km/h 未満の原動機付自転車に備えるものについては第２号及び第３号の規定は、適用しない。

一　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　取付部附近の原動機付自転車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8 ｍ以下のものは、別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準を準用する。

三　車室内に備えるものは、別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準を準用する。

四　運転者が運転者席において、原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方 50 ｍまでの間にある車両の交通状況及び原動機付自転車（牽引する原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の原動機付自転車にあっては原動機付自転車の左右の外側線上後方 50 ｍまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

２　ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 64 条の２第３項の告示で定める基準は、別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」に定める基準を準用する。

３　前項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 64 条の２第４項の告示で定める基準は別添 83「二輪自動車の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。